

事業計画書

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

<一> 中国人留学生及び訪中留学生に対する奨学援助事業

(1) 日本の大学(学部3・4年生) 大学院(修士・博士課程)で学ぶ23名の中国人留学生に、月額10万円の奨学金を支給する。

(2) 中国の大学(本科3・4年生) 研究生院(碩士・博士課程)で学ぶ12名の日本からの留学生に、月額3万円の奨学金を支給する。

(3) 奨学金の支給を受ける中国人留学生に対する生活指導及び助言

首都圏に在住する当財団の奨学生を対象に3回程度の「奨学生懇親会」を開催し、学生間の交流を図るとともに、留學生活に関する指導及び助言を行う。

地方に在住する当財団の奨学生を対象に1回程度の「奨学生懇親会」を開催し、学生間の交流を図るとともに、留學生活に関する指導及び助言を行う。

(4) 2015年度奨学生の募集及び選考審査を行う。

<二> 日中両国間の教育・学術・文化交流事業に対する助成金支給事業

(1) 日中両国間の教育・学術・文化交流事業への助成を行う。

(2) 2015年度に日中両国間で教育・学術・文化交流を行う助成対象事業の募集及び選考審査を行う。

<三> 当財団の広報活動

ホームページ・新聞等を通じて、当財団の事業に関する広報活動を行う。

以上